

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和6年10月21日（月） 14時30分～15時51分

2. 出席者

【顧問】

阿部部会長、岩田顧問、河村顧問、小島顧問、近藤顧問、佐藤顧問、鈴木顧問、
中村顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

一ノ宮環境審査担当補佐、木全環境審査担当補佐、中村環境審査係長、森江環境審
査係長、植田環境審査係長、山崎環境審査係長

3. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

① J R 東日本エネルギー株式会社

（仮称）仁山高原風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見

② 森風力開発株式会社

（仮称）森町風力発電事業 環境影響評価方法書

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見、

（2）環境影響評価準備書の審査について

① 中部電力株式会社、株式会社OSCF

（仮称）鉢伏山風力発電事業

準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福井県知事意見、
環境大臣意見

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価図書の審査について

① J R 東日本エネルギー株式会社 「（仮称）仁山高原風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見につい
ての質疑応答を行った。

② 森風力開発株式会社 「（仮称）森町風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見についての質疑応答を行った。

③中部電力株式会社、株式会社OSCF「（仮称）鉢伏山風力発電事業」

準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福井県知事意見、環境大臣意見についての質疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) JR東日本エネルギー株式会社「(仮称)仁山高原風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見の概要説明＞

○顧問　それでは、(仮称)仁山高原風力発電事業、環境影響評価方法書の審査に入りたいと思います。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、そして知事意見と、どこからでも構いませんので、御質問、御意見ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。

水関係の先生、お願いいたします。

○顧問　まず、補足説明資料の19を開けていただけますでしょうか。

ここで、私の方から、既設道路の拡幅や新設道路の設置に当たっての水の濁りについて質問させていただき、御回答では、特に北側、東側の既存道路改変区域は必要最小限の拡幅道路改変にとどめるためということで、小規模なものというイメージで回答を理解したのですが、住民意見、23番を出していただけますか。

ここで、既存道路の拡幅について住民から意見が出ていて、既存道路の大半は幅が1m未満の林道で云々ということが書かれています。よく分からなくなったのですが、既存道路が、これだけかなり細い道ですと、どの程度の拡幅幅になるのか、確認させていただきますでしょうか。

○事業者　JR東日本エネルギー開発です。

御質問いただいた点、回答させていただきます。住人の方からいただいた意見で、既存道路の大半が幅1m未満の林道という意見をいただいておりますが、実際には、車両が通行できる林道幅となっております。具体的なメートル数などは、まだしっかりと確認はしていないのですけれども、車両が通行できる時点で、1m未満ということはないかなと考えております。そちらに対して拡幅で、基本的には保安林内になりますので、林道規程に準じて4mプラス路肩というような形になるかと考えておりますので、新設よりは改変面積は少なく抑えることができるのではないかと考えております。

○顧問　では、実際はこの部分は1mよりもう少し広い道路、車1台が通れるような道路だということですね。

○事業者　はい。

○顧問　分かりました。では御回答のように理解いたしましたので、19の質問でお答え

いただきましたように、今後の事業計画の進展により改変規模が大きくなった場合には云々という御回答についてよろしく対応をお願いいたします。

私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。魚類の先生、お願いいたします。

○顧問 方法書の13ページをお願いいたします。

ここに耐用年数が25年となっているのですが、通常の風力発電の場合、耐用年数、ほとんどの場合が20年であったかと思いますが、この5年、耐用年数が延びているというのは何か特段の理由があるのでしょうか。お願いいたします。

○事業者 JR東日本エネルギー開発です。

耐用年数のところですが、風車発電機の耐用年数としましては25年間で間違いございません。事業期間の20年というのが、FIP法を適用した場合で20年間という想定をしておりますので、恐らく事業期間の20年間と風車発電機の耐用年数の25年間という点のお話かと思いますが、御認識は合っていますでしょうか。

○顧問 ということは、発電機そのものは25年もつけけれども、事業としては20年でリプレースを予定しているということでしょうか。

○事業者 そうですね。リプレースになるのか撤去するのかというところは、また20年後に検討させていただくことを想定しております。

○顧問 分かりました。理解いたしました。ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

手が挙がっていないようですので、それでは私から何点かお聞きしたいと思います。まず、補足説明資料の12番、開いていただけますでしょうか。

これに関しては、特にこの地点に限ってということではないのですが、いつものように意見として出させていただいております。少し眺望点が偏っているように見えたので、こういった事前の意見を出させていただいたのですが、御回答で、引き続き公的なホームページにおいて眺望に関する云々とされており、それに関連しますので、住民意見のNo.8を開いていただけますか。

そちらの御回答でも、同じように、道の駅なないろ・ななえについて、ぜひ取り上げてほしいという意見なのですが、公的なホームページやパンフレットにおいて情報が確認されなかったためということが書かれています。以前もこういった御回答、何度か他

の事業でもされていると思いますが、手引きを見ますと、眺望点自体は、不特定かつ多数の者が利用している場所、あとは日常的に慣れ親しんでいる場所ということで、文献としては入手可能な最新の文献、その他の資料及び現地調査により把握することとし、必要な場合には国や地方公共団体にヒアリングをしてください、ということになっていて、特に公的なホームページに限るということがどこかに明記されているわけではないと思うのです。ですので、住民意見とか、いろいろな意見で挙がってきた地点については、眺望点としての可能性があるのかないのかは、やはりきちんと調べていただいて、その上で、そこは余り眺望点として使われない可能性が高いので選びませんでした、という流れにしていたかないと、公的なホームページに載っていないから眺望点ではないという御回答に非常に違和感を覚えるのですけれども、その辺り、事業者さんというよりはコンサルタントの方だと思いますが、御回答いただけますでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。よろしくお願ひいたします。

この道の駅なないろ・ななえに関しましては、このような住民の方の御意見も頂戴しているということと、当初調べた段階では、このなないろ・ななえが眺望を売りにしている施設という認識がなかったものですから、このように一度外したというか、挙げていなかったのですが、この道の駅なないろ・ななえにつきましては、現地におきます主要な利用者の多い施設でございますので、眺望に関する情報があるなしにかかわらず、ここについての景観の調査を進める方向で検討しております。

○顧問 私の方も山頂について意見を出させていたideているので、使われていないようであれば、その旨、書いていただければ構わないと思います。そののところもきちんと公的なホームページ云々ということではなくて、様々なインターネットの情報などをもとにして、余り利用されていないのかどうか、あるいは眺望があるのかないのか、その辺りを調べていけば、ある程度情報は得られると思いますので、その調査、あるいは取りまとめもお願いしたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

○事業者 はい、承知いたしました。その方向で進めてまいります。

○顧問 この案件に限らず、今後もそういった方向で御検討をいただければと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 それから、関連しますので、知事意見の2（6）アを開いていただけますか。

これは実際に準備書段階でということになりますけれども、審査会等の意見でもよく出

されるような意見だと思うのですが、見えの大きさで圧迫感があるなしだけではなくて、やはり主要な景観資源、あるいは地域のランドマークのようなものですね。そういったものの見え方を阻害するのかもしれないのか、そういう点が非常に重要だと思うのです。知事意見にまさに書かれていることだと思います。「主要な眺望点からの景観を阻害しないよう配慮するとともに」と書かれておりますので、フォトモンタージュを示していただきたいと思いますので、その辺りの、単に見え方の大きさだけではなくて、景観を阻害するのかもしれないのか、その点の記載も準備書の方ではお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。

今の御指摘の点、主要な眺望点からの景観資源ですね。この景観を阻害しないような配置かどうか、これにつきましては十分に検討を加えた上で、自治体様を含め関係団体への説明をした上で、今後の事業の方を進めていくという方針となっております。

○顧問 よろしくお願ひいたします。それからもう一点、補足説明資料の26番をお願ひできますか。

クマタカの餌で、少し事前に絞り込まれていて、コウライキジという、余り他で扱っていないような餌生物が主要なものとして挙げられていたので、少しその点で質問をさせていただいたのですが、やはり文献として、コウライキジが食べているという情報はありますけれども、主要なものであるというのは、なかなか他では余り聞かないかなと思っておりますし、そういった文献も余り出てきていないようですので、こちら、餌生物に関してどういった方針で準備書に向けて調査されますか。

関連しますので、方法書の263ページを開いていただけますか。

ここに方針が書かれていると思いますが、コウライキジとヘビ類ということになっているのですが、これはもう少し違う視点で餌生物を見ていただくことになりますか。

○事業者 日本気象協会です。

御質問ありがとうございます。先生に御指摘いただいたとおり、コウライキジに限定して書いたところではあるのですが、実際に現地調査をこれから実施してまいりますので、そういう中でクマタカの生息の状況調査もしますし、並行して餌資源調査もしていきますが、その中で実際クマタカが食べている餌を特定できれば、そういった種を調査していくことになるだろうと考えますし、特定できなかった状況でも、実際の餌資源調査、例えば一般鳥類の調査も含めて、クマタカが食べそうなどと言う言い方悪いですが、餌生物になりそうなものがあればそれをピックアップして調査して記録していく、そういった方針

を考えておりました。

それで、ここで特定しているのですけれども、もちろん、コウライキジに限らず、中型の鳥類ですとかへび類などを併せてできれば、あと哺乳類も併せて記録しながら総合的に判断していくことになると思います。

○顧問　ありがとうございます。基本的にはその方針で、もし餌が明らかにならなくても、恐らくへび類は主要なものでしょうし、特にコウライキジに限らず、鳥類は幾つか出てくると思いますし、あとは哺乳類ですね。その辺りで餌生物の内容を少し整理していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事業者　承知しました。

○顧問　それでは、植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問　補足説明資料の方の11ページ、24番の質問をお願いします。

重要種が見つかったときには、その重要種だけでなく、その周辺の植生調査もきちっとやってほしいという私からの要望なのですけれども、これはすごく重要で、今までそれをほとんどやられていないという事例が多いと思うのです。そうすると、重要種だけあるのだけれども、どういう立地環境に生えているのかというのが、これまで分からなかったということがすごく多かったと思うのです。

その関係で、こういう指摘を最近、私はするようになったのですけれども、これと関連して、北海道知事意見の2（4）植物のところのイです。ここで、準備書段階の話になるわけですが、現地調査でそういう重要種だとか重要群落が発見された場合というのは、よくそれを確認して、その土地改変を避けるなど影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、とあります。その回避の問題ですよ。

先ほどの私の、重要種が出たときに植生調査というのは、その立地環境を把握するということで、それが結局、どうしても回避できない場合には移植をするということになるのですが、どうも最近、移植が安易に行われているような印象をすごく受けています。こういった知事意見もありますので、まず回避を考えて、それから、やむを得ない場合には、代償措置を考えるという方向で御検討をいただければと思います。これは要望です。

以上です。

○事業者　日本気象協会です。

承知しました。ありがとうございます。

○顧問　よろしく願いいたします。

○顧問 ありがとうございました。

それでは、ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、特に手が挙がっていないようですので、この案件についてはこれにて終了したいと思います。補足説明資料で顧問の先生方から御意見をいただいていると思いますので、それと今回の審査で頂戴した御意見を両方勘案していただいて、準備書に向けて御検討をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局の方にお返しいたします。

○経済産業省 御審査について、先生方ありがとうございました。

本件に関しましては、次の準備書に進んでいただくということかと思っております。先生からございましたとおり、眺望景観としての可能性があるかないかはもう少ししっかりと確認をした上で適切な眺望点を選定していただきたいと意見がありましたので、その点について特に注意して対応していただきたいと思っております。その他についても、よろしく願いします。

現報告書に関しましては、大きく変更するような意見はなかったかと思っておりますので、このままお進めいただくということで、よろしいでしょうか。

○顧問 はい、結構です。

○経済産業省 それでは、1件目の審査を終了したいと思います。事業者さん、どうもありがとうございました。

(2) 森風力開発株式会社「(仮称) 森町風力発電事業」

<方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見の概要説明>

○経済産業省 それでは、2件目の審査に入りたいと思っております。2件目の審査案件は、森風力開発株式会社「(仮称) 森町風力発電事業」環境影響評価方法書となります。

1件目に続きまして、先生に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○顧問 よろしく願いいたします。それでは、(仮称) 森町風力発電事業 環境影響評価方法書の審査に入りたいと思っております。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンを押してお知らせください。

手が挙がっていないようですので、私の方から少しコメント等をしておきたいと思

ます。

まず補足説明資料を開いていただいて、15番を開いていただけますか。こちら、動物の調査の生態系の方でも同じようなコメントを出させていただきましたが、事業者さんはきちっと対応していただくということで、御回答はこれで問題ないかと思います。準備書に向けてそういった方針でやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

また、ポイントセンサスで定量調査ができるので、あとは任意調査でいいのではないかなという御意見を前部会長が長らくおっしゃっておられたと思います。それが発電所のアセスの手引きの方に反映されておりまして、最新の手引きでは、1番目がポイントセンサス法による調査で、2番目に任意観察調査、その他ということで、場合に応じてポイントセンサス等に代えてラインセンサス等を行ってもよいということになっております。基本的にはこういった方針でやっていただくのがよいかと思います。

あとは、猛禽類とか渡り鳥の定点観察ということになるかと思いますが。動物のところは特に定量性ということではないですけれども、生態系のところで定量的な調査が必要になりますので、今後もこういった方針でやっていただければと思っております。

それでは、植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 最初、補足説明の段階で指摘ができず申し訳なかったのですが、幾つか気がつきましたので、方法書についてお願いしたいと思います。まず、107ページに「重要な植物群落の分布位置」というのがございまして、そこが特定植物群落にかかっているのですね。特に対象事業実施区域の下の部分ですね。特定植物群落の北側の部分がかかっているのですけれども、現存植生図を見ますと、ほとんどが代償植生である二次林や植林になっていますので、現地調査においては、やはりきちんと調査をしていただければという要望が1点。

それから、111ページに食物連鎖図というのがあるのですが、このいちばん左側の「類型区分」の「自然林、二次林、植林地」の区分の上にカラマツ-ミネヤナギ群落やスギ・ヒノキやコナラ-ミズナラなどがありますが、これが「自然林、二次林、植林地」と対応しているかという確認なのですが、カラマツ-ミネヤナギ群落はどのような群落になるのでしょうか。環境省の凡例だと思いますが、教えていただければ。

○事業者 日本気象協会です。

1点目について、特定植物群落を代表するというので、調査留意する点は了解しました。

2点目のカラマツ-ミネヤナギ群落ですけれども、これは駒ヶ岳の噴火跡とか、その辺りで麓のカラマツが進出してきていて、一方でミネヤナギも入っているみたいな、そういった立地がこの群落に該当すると考えています。

○顧問　　そうなのですが、私が気になるのは自然植生かどうかということで、噴火後の遷移の影響だと思うのですが、カラマツは自生ではないので、自然的に遷移してきたかもしれませんが、それは自然林ではないのではないかと気になったもので、質問させていただきました。本来の自然林であれば、やはり自然林と二次林と植林とを対応させておいた方がよろしいかと思ったものです。悩ましい整理ではありますが。

○事業者　　御指摘ありがとうございます。

○顧問　　現地調査でオリジナルのデータで群落区分を行った場合にはもう少し、環境省の方に偏らないで、独自のこの地域のオリジナルの区分の群落名でやっていただいた方が分かりやすいと思います。余り環境省の群落名を意識する必要はないと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、259ページ、260ページのところで、これもいつも指摘させていただいているのですが、この選定理由のところ、いつも水辺の国調のマニュアルに従ったとあるのですが、これは経産省のアセスの仕事ですので、これはアセスの手引きをここにきちっと載せていただいた方がよろしいかなということです。これも要望ですけれども、以上です。よろしいでしょうか。

○事業者　　はい。ありがとうございます。

○顧問　　いつも大抵水辺の国調が資料として載っているのですけれども、きちんとした経産省のマニュアルもあるよというところで、それに従ってくださいというお願いです。よろしくお願いたします。以上です。

○事業者　　森風力開発です。

御意見ありがとうございます。承知いたしました。そのようにさせていただきたいと思えます。

○顧問　　ありがとうございました。そうですね。基本的には、一番に発電所アセスの手引きが基本になりますので、それに追加して必要に応じて、国の方で出されている河川水辺等の資料を使っただけであればということです。植物関係の先生のコメントを参考にして今後取り組んでいただければと思います。

それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

手が挙がっておりませんね。では少し私の方からもう一点コメントさせていただきます。補足説明資料の20番、開いていただけますか。

御回答としてはそのとおりといえばそのとおりで、こういった形で眺望景観の調査、影響予測が行われると思うのですが、今回、駒ヶ岳が、町の方から、あるいは海岸線、公園辺りから見えるということで、そのところは非常に重要なポイントになると思います。

知事意見を開いていただきますと、知事意見の2（7）ですね。「対象事業実施区域の全域が景観資源である駒ヶ岳と重複しており」ということで、ここにも書かれておりますが、影響は避けられないと。これは事前の風車の配置である程度は分かると思うのです。できる限り景観資源の改変による影響を低減することと書かれています。

ただ、場所が場所ですので、なかなか抜本的に回避をするというのは難しいのではないかとということで事前に少しお聞きしたのですけれども、今回、海側から駒ヶ岳が見えるということで、場合によっては山腹のところに風車が配置されるというような形になるのではないかと考えられますので、例えば景観として捉えたときに、山腹に対して駒ヶ岳自体にはある程度重なってしまうのは仕方ないですけれども、例えば駒ヶ岳の裾野スカイラインを切らないとか、それから配置を工夫していただいて、いろいろな境界線のようなところに目立たないように配置していくとか、あとは色彩とか、いろいろ保全措置も考えられると思いますので、やはりその辺りを最初から念頭に置きながら調査と影響予測の方向性を考えていく必要があると思っておりますけれども、その辺り、事業者さんとしてはいかがですか。

○事業者 森風力開発です。

御質問ありがとうございます。こちら、御指摘のとおり、また知事意見にもあるとおり、駒ヶ岳の前面にということで、影響を100%避けるということは難しいのかなとは考えておまして、私どもといたしましては、主要な眺望点からの主要な眺望方向などを調査いたしまして、極力、御指摘があったように、稜線を切らないようにするとか、しながら、その上でフォトモンタージュを作成し、住民の皆様に御理解を得られるように努めていきたいと考えている次第でございます。

○顧問 ありがとうございます。ただ単にフォトモンタージュをつくって見えが大きい、大きくないというだけではなくて、こういった形で回避検討を行って、少し景観への影響をこれだけ配慮しましたということが分かるような資料をつくっていただいて、準備書もそれに向けてやっていただくということですが、特に事前の住民説明でもそういった資料

を示していただいて、ある程度こういった形で事業者としては努力しましたということが分かるような形で説明をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事業者　ありがとうございます。御指摘のとおりと考えておりますので、極力影響を小さくできるよう努力していきたいと思っております。

○顧問　よろしく申し上げます。あと、少し関連しますので、知事意見の2（7）ウを開いていただけますか。

一般的な風力発電所のアセスでは、眺望点の選定に関しては垂直見込角1.0度の範囲で選んでいるというのが実情でございます。国立公園とか国定公園のガイドラインを見ると、0.5ぐらいであれば完全に安全だということで、0.5という数値も出ておりますけれども、基本的には1が基本なのかなと私も思っております。それで、今回知事さんからはこういう意見をいただいているので、恐らく1.0度を下回る眺望点に対しても少し検討しなければいけないという状況になっていると思っておりますが、この辺り、こういった方針を御検討されておりますか。

○事業者　森風力開発です。

こちら、知事意見にもありますように、1.0度未満ということでございますが、ちょうど森町の市街地が、事業実施区域から見て視野角1.0度ぐらいの範囲になると考えております。つきましては、その辺りでも眺望地点を設定した上で検討していきたいと考えております。ただ、それ以上の、知事意見の指摘にありますような長万部からの道路とか、そちらにつきましては、40km以上離れていることになりまして、視野角0.2度未満になるところから、そちらの方では余り現時点では検討していないところでございます。

以上となります。

○顧問　分かりました。少しこういう意見も出ておりますので、外側についても一応検討したけれども、余りに遠いところは対象にしませんでした、とか流れが分かるような説明が必要かと思っております。特に今回の場合は駒ヶ岳が見える範囲ということですので、駒ヶ岳が見える範囲で、なおかつ、風車が建つことによって駒ヶ岳への遠望が何か阻害されるとか、そういう地点が本当にあるのであれば、少し離れていても取り上げる必要があるかとは思いますが、本当に遠くて、駒ヶ岳も小さくしか見えないし、風車もほとんど見えないという状況のところであれば、そこは特に選定する必要はないと思っております。一応、なぜ選定しなかったのかという理由は、述べる必要があるかと思っておりますので、そういった形で情報をよく整理して御対応いただければと思います。よろしいでしょうか。

○事業者 はい、ありがとうございます。御指摘のとおりだと思いますので、文章での記載になるかと思いますが、見えないということなど、きちんと説明していきたいと考えております。ありがとうございます。

○顧問 よろしくお願ひいただきます。植物関係の先生、お手が挙がっております。

○顧問 すみません。1点忘れてしまいましたので。

北海道知事意見の2（5）植物のウですけれども、ここに重要種、重要群落、これが見つかったときには極力影響の回避を最優先にというような一文がございます。これについては、特に重要種なのですけれども、草本植物ですね。草本の重要種が見つかったときというのは、ここに草本が、そういう該当種がありましたという報告がほとんどですけれども、それが見つかったときは、やはりその環境だとか、どういう植生にそれが生えているのか、そういったことを知ることが立地環境を知ることにつながっていきます。必ずそれをやっていただきたいと思います。

重要種というのは、既存の資料で、大体この辺にはどんな種が出てきそうかというのは分かっていると思いますので、その種が出てきたらそこですぐに植生調査をする。そんなに難しいことではないと思いますので、これはやるかやらないかによって、その後のその重要種をどう扱っていくかということに関わってきますので、ぜひ心掛けていただければということですね。これは別に積極的に私がこうしろということではないのですけれども、どうしても移植をしなければいけないということが出てくる可能性があるのも、そのときにはすごく重要なデータになってくるということもありますので、ぜひ心掛けていただければ有り難いなということで、コメントですけれども、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事業者 事業者でございます。御指摘の点を踏まえ、きちんと対応していきたいと思ひます。ありがとうございます。

○顧問 よろしくお願ひします。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、事前に補足説明資料で説明いただいておりますけれども、顧問の先生方からいろいろ御意見を頂戴していると思ひますので、それも踏まえまして、今後の準備書に向けて御検討いただければと思ひます。

ではこの案件についてはこれで審査を終了したいと思ひます。事務局の方にお返しいた

します。

○経済産業省 2件目の森町風力に関しましての御審議、どうもありがとうございました。基本的には補足説明資料に沿って今後対応していただければと思います。特に先生からありましたが、景観に対する影響の検討内容について、選定するしないについての情報をよく整理して、準備書にその検討経緯を丁寧に記載していただくことが必要だと思います。

ということで、現段階におきます方法書の事業者さんが選定されました環境影響評価項目等に対する大きな変更はなかったかと思います。そのようなまとめで、先生、よろしいでしょうか。

○顧問 はい、それでよろしく願いいたします。

○経済産業省 それでは、2件目の審査を終了したいと思います。事業者さん、どうもありがとうございました。

(3) 中部電力株式会社、株式会社OSCF「(仮称)鉢伏山風力発電事業」

<準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福井県知事意見、環境大臣意見の概要説明>

○経済産業省 それでは、本日の3件目の案件の審査に入りたいと思います。3件目ですが、中部電力株式会社、株式会社OSCF、(仮称)鉢伏山風力発電事業、環境評価準備書となります。

2件目に続きまして、先生に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○顧問 よろしく願いいたします。

それでは、(仮称)鉢伏山風力発電事業、環境影響評価準備書の審査に入りたいと思います。準備書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら、挙手ボタンでお知らせください。

植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 補足説明資料の質問の38で、群落組成表について、もう少し見やすくしてほしいとお願いしています。群落組成表の仕分けの仕方が、罫線だらけで、ぱっと見たときに、本当にこれで区分ができていないのか確認ができないですね。見ると、群落区分種というのが示されておらず、ほとんど優占種で区切られている印象が強くて、また、罫線が太く目が散ってしまい確認がすごくしにくいいため、罫線を使わないでくださいと、お願いをし

たのですけれども、この辺をもう一回整理して見せていただくと有り難いですね。これは植物社会学的な区分をすることになっていきますから、組成でやっていただく。優占種も重要なものになるわけですけれども、今回の表を見てみますと、区分種が示されていないので、その辺はきちっとお示しいただくということですね。

それから、階層の名前にB 1、B 2、K 1などが使われているのですが、これはドイツ語なので全然間違いではないのですけれども、最近は英語名が使われていますので、ドイツ語を知らない人は、見ても、これ何だろうということにもなりがちなので、できればこれからは、英語の表記でT 1やT 2などを使っていた方が分かりやすいかと思えます。

以上です。

○事業者 建設環境研究所です。

ありがとうございます。罫線につきましては、確かに見づらい面もございましたので、今、修正しておりますので、御承知いただければと思います。よろしく願いいたします。

○顧問 ちょっとうるさいようですけれども、なるべく見やすくするというので、御検討いただければということです。よろしく願いいたします。

○事業者 はい、承知しました。ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

お手が挙がっていないようですので、私の方から少し確認しておきたいと思えます。補足説明資料の3番、お願いできますか。

何度か事前にやり取りさせていただいたのですが、この事業に特に限るということではないのですけれども、風力発電事業に関しては、準備書の段階で緑化に関してほとんど決まっていないと。余り詳しい情報が書かれていないということが多くて、これに関しては、私は何年も同じことを言っていて、できるだけ、現段階での案でもいいので、内容が分かるような形で記述してくださいということをお願いしているのですが、やはり実際には、関係団体と協議を行うのでということで、なかなか御回答いただけないことが多いです。ということで二次意見の方では、できるだけ内容を限定するような形で書いていただきたい、としています。いろいろ事業者さんに聞いていると、中身が、今何を検討していますというのが出てくると思えます。種子については、こういった山の中の法面に使うには望ましくないような種類が出てきたり、そういうこともございますし、それから工法も、どういった工法を取るのかというのが、まだ明確に決まっていないのですけれど

ども、やはりアセスができる以前の段階の法面の状況、風力アセスでは、建設後の法面から土砂が流れ出したりというような事例も報告されておりますので、緑化のところはきちんと、できるだけ早い段階で、協議で決める部分は別として、事業者としての方針を書いていただく方が望ましいと思います。

ほかの発電所の事業であれば、緑化のところはかなり詳しく確定させて準備書を出してきているという状況ですので、やはり風力アセスでも、そのところは可能な限り書いていただくということが望ましいと思っております。一応、評価書でできるだけ方針を示しますということですが、できるだけ早い段階で方針を決めて、方針を自分たちで決めた上で関係団体と協議する必要があるのかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○事業者 中部電力です。お世話になっております。

本日は御意見をいただきましてありがとうございます。先生がおっしゃられるとおり、関係行政様と協議していく上で、特に工法でございますけれども、精査した上で、我々の考えのもとで協議に入っていく必要があると改めまして感じておりますので、今後そういったところの検討、我々の考えをまず示した上で、関係行政さんの方に調整に入らせていただいて、評価書においてそれらの方針について記載させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○顧問 よろしく申し上げます。本件については評価書でそちらの方針を示していただくということになると思っておりますが、また、別のところで同じような案件がございましたらそういった対応を取っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 承知しました。

○経済産業省 先生、よろしいでしょうか。

○顧問 はい。

○経済産業省 本件、法面緑化については、別の案件のときにも、先生から事務局に宿題をいただいております、その対応として、経済産業省では、今月に入ってから事業者さんの準備書を書くに当たっての相談を受けた場合は、必ず、事業者としてどういった種を緑化に使いたいと思っているのか、工法をどのようにしていきたいのか、というまず自分たちの考え方を可能な限り書いていただくよう指導を開始しております。これから少しずつ事業者も準備書に書いてくれるのではないかと考えております。

以上です。

○顧問 分かりました。恐らく関係団体との協議で変わってくる部分というのがいろいろ

ろあると思うのですね。これは方針としてこうだということで、まだ今後の協議で変わる可能性があるという形で記載していただければと思いますので、そういう方向で。

○経済産業省　そうですね。分かりました。

○顧問　よろしく願いいたします。

植物関係の先生からお手が挙がりました。

○顧問　準備書の1255ページをお願いします。

そこにエビネ属の一種というのが重要な種として挙げられていて、改変区内に1株あるとあります。それが喪失する可能性があるという記述なのですが、これはエビネ属の一種で、「エビネを想定し、記述」とあるのですが、同定に関しては今まだ同定できていないのでしょうか。確認なのですが。

○事業者　建設環境研究所です。

現地での同定では、その成長段階から確実な同定に至らなかったというところですが、サンプルを持ち帰ってからも同定ははっきりと進めておりませんでした。エビネ、ナツエビネが生育しており、両種とも重要種ということですので、確実な同定に至らないまでも重要種と扱って予測評価を行ったという状況でございます。

○顧問　それで、最終的にこれはどうしても同定していただいた方がよろしいかなと思うのですね。消失するということになったとしても、具体的にどういう種が消失したということで記録に載せることができると思うのですが、S Pのままだと何となくすっきりしないということでもありますので、ぜひ同定していただければと思います。

○事業者　承知いたしました。ほぼエビネなのですが、完全ではなかったのも、エビネ属の一種ととどめておりました。ありがとうございます。

○顧問　一応、きちんとした記録に残すということが重要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事業者　承知いたしました。

○顧問　ありがとうございました。ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

では、また少し私の方からコメントさせていただきたいと思っております。補足説明資料の30番を開いていただけますか。

こちらは何度かやり取りさせていただいたのですが、きちんと御回答はいただいているのですが、何となく分かったような、分からないような、少し難しい話のようですので、下の青字のところの御回答、実際の飛翔図と近傍図がずれているように見えるということ

でコメントさせていただいたのですが、どうも何か、集計の仕方というか、遮蔽の影響で云々ということが書かれているのですね。ここのところ、もう少し分かりやすく御説明いただけると有り難いのですけれども、事業者さん、よろしいでしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。

衝突率を求めていく中で、一つの要素として累積観察時間というものもございます。見えにくいところというのは、もちろん見てはいるのですけれども、1視点のところから集中して見ているという状況が実際のところでありまして、よく見えるというところは、距離があるものが広範囲に見えるという状況ではあるのですけれども、ほかの視点からもよく見えているというところではあります。それを累積していくと、かなりエリアによって見ている時間が違うというところがまずありまして、そういう状況の中、かなり見づらいところで短い時間しか実際見ていないという状況でも、多くの飛翔軌跡が見られているということで、その衝突率が上がるというのが回答の中の説明となります。

○顧問 そうすると、逆に南側というのは飛翔軌跡が多いけれども、それほど比較すると高くないということは、時間数が多く見られている、累積的な観察時間が多いということになりますか。

○事業者 そうですね。南のエリアで濃く出ているところは長い時間見られているという状況です。

○顧問 その辺りが準備書で分かりづらいですね。そこが何か工夫されて、今御説明いただいたようなことが分かるような形で示していただくことは可能ですかね。

○事業者 その累積観察時間を示すものを載せるとともに、予測衝突率を示すメッシュのいわゆる北側のところを目立つ色で示し、それを比較して見ていただくと分かりやすいかもしれません。そこに関しては並べて表示するとか、そういった工夫はできるかと思えます。

○顧問 ではその辺りの工夫を評価書に向けて御検討いただけますか。

○事業者 はい、承知いたしました。

○顧問 ハチクマについては、いろいろ御配慮していただく方針と伺っていますので、基本的にはこの示し方というところになると思います。御検討いただければと思います。

○事業者 はい、おっしゃるとおり、環境保全措置等もいろいろ考えておりますので、その表示の仕方について工夫させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○顧問 それから、環境大臣意見を開いていただけますか。

環境大臣意見の景観に対する影響、2. 各論の(3)ですね。鉢伏山の垂直見込角で言うと、風車が大きく見えるというところで、大臣意見が出ていると思いますが、鉢伏山自体を眺望点に選定して、フォトモンタージュを作成していただいておりますよね。準備書の1383ページのことではなくて、眺望方向が違うのですか。何が問題なのかというのを説明していただけますか。

○事業者 建設環境研究所です。

眺望方向に関しては、準備書の1383ページの左側ですね。西側を見る、敦賀港を見る方向が主要な眺望方向なのですけれども、眺望方向でない北側について風車が落葉期に視認できるというところで御指摘を受けておまして、落葉期に関しても、そこに植生がなくならないように、例えば、着葉期に関しては影響ないという評価にしたのですけれども、例えば、景観写真にある風車を隠している樹木がなくなった場合、影響があるだろうというお話もいただいておりますので、その辺の管理もしっかりすることという御意見をいただいております。

○顧問 この写真自体は落葉期ですよ。

○事業者 これは落葉期ですね。

○顧問 そうすると、植生管理というのはどういうことですか。

○事業者 この木がなくなったら全ての季節で見えてしまうでしょう、というところで御意見をいただいております。

○顧問 風車の建設に際して、こういった遮蔽となるような植生をきちんと保全できるようにするというのでしょうか。

○事業者 そうですね。その辺は、自治体様というか、施設管理者の方との協議になるのですけれども、そういったところも含めて協議してくださいという御意見をいただいております。

○顧問 分かりました。それは工事上の配慮ということですね。

○事業者 工事では、この鉢伏山山頂に関しては工事箇所ではないので。

○顧問 そうですね。関係機関と共同して、こういった風車が見えないような形で、鉢伏山の方の管理にも協力していくということですか。

○事業者 はい、おっしゃるとおりかと思います。

○顧問 フォトモンタージュを作成した上でと書いてあるのですが、そのフォトモンタージュというのはこれとは違うものなのですか。

○事業者 いや、こちらをもって、施設管理者に説明、再度のヒアリングを行いなさいという御指摘と。

○顧問 改めて作成ということではなくて、このフォトモンタージュでよいと。

○事業者 そうですね。評価書に向けて変わらなければ、このフォトモンタージュをもって。

○顧問 分かりました。ありがとうございます。改めて作成しろと言われているのかと思ったので、お聞きしましたがけれども、特にそういった状況であればそのように対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。いろいろ事前には御意見は頂戴していたと思いますけれども、基本的には御回答で問題ないということですかね。

よろしいでしょうか。

私も、今、2点コメントを差し上げた以外のところは補足説明資料の御回答で評価書に向けて進んでいただければと思いますので、ほかの先生方からもいろいろ御意見を頂戴していると思いますので、そういったところをよく検討して評価書の方の作成に進んでいただければと思います。評価書で幾つか確認が必要な箇所がありましたら、また、それを確認させていただくという流れになるかと思えます。

それではよろしいでしょうか。お手も挙がっていないようですので、事務局の方にお返ししたいと思います。

○経済産業省 3件目の案件につきましても御審議ありがとうございました。先生にまとめていただいたとおり、事務局としても補足説明資料の御助言等を踏まえて、事業者さんにおかれましては、評価書に向かって取り組んでいただければと思います。

この他、先生から、ハチクマに関する調査の累積時間と衝突率の予測の表現についてリクエストがありました。事業者さんからも、並べ方を工夫して、分かりやすく示してくださるということですので、その辺の検討をよろしくお願いいたします。

では、この案件につきましても評価書に向けて進んでいただければと思います。そのよなまとめで、よろしいでしょうか。

○顧問 はい。細かいところは幾つかありますけれども、大きい点はなかったかなと思いますので、評価書に進んでいただければと思います。

○経済産業省 どうもありがとうございます。

それでは、本日3件の審査をさせていただきましたけれども、3件とも終わりましたの

で終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。